

令和8年（2026年）第1回可児市議会定例会提出議案説明書

議案第1号	令和8年度可児市一般会計予算について
議案第2号	令和8年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
議案第3号	令和8年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
議案第4号	令和8年度可児市介護保険特別会計予算について
議案第5号	令和8年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
議案第6号	令和8年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について
議案第7号	令和8年度可児市土田財産区特別会計予算について
議案第8号	令和8年度可児市北姫財産区特別会計予算について
議案第9号	令和8年度可児市平牧財産区特別会計予算について
議案第10号	令和8年度可児市二野財産区特別会計予算について
議案第11号	令和8年度可児市大森財産区特別会計予算について
議案第12号	令和8年度可児市水道事業会計予算について
議案第13号	令和8年度可児市下水道事業会計予算について

議案第14号	令和7年度可児市一般会計補正予算（第7号）について
議案第15号	令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第16号	令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第17号 可児市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
地方自治法の改正に伴い改正するもの。
 - (2) 改正内容
【第3条】地方自治法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。
 - (3) 施行日／令和8年9月24日
-

議案第18号 可児市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨
会計年度任用職員の期末手当等について、常勤の職員及び定年前再任用短時間勤務職員との均衡を図るため、改正するもの。
- (2) 改正内容
【第1条】
【第8条】会計年度任用職員の期末手当の支給率を引き上げる。

単位：月

	6月	12月	年計
改定前	1.25	1.25	2.5
改定後	<u>1.2625</u>	<u>1.2625</u>	<u>2.525</u>

【第9条】会計年度任用職員の勤勉手当の支給率の上限を引き上げる。

単位：月

	6月	12月	年計
改定前	0.5	0.5	1.0
改定後	<u>0.5125</u>	<u>0.5125</u>	<u>1.025</u>

【第2条】

【別表第1～別表第4】会計年度任用職員の給料月額を引き上げる。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第19号 可児市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを受け、本市においても同法の趣旨に鑑み、旅費制度を改めるもの。

(2) 改正内容

① 旅費の種類（種目）及び内容に係る規定の見直しについて

【新第8条】旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする旨を規定する。

【新第12条】鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用の額の合計額を、その他の交通費として規定する。

【新第13条、新第23条第2項】宿泊費は、規則で定める宿泊費基準額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額を支給する（上限付き実費支給）。

【新第14条】移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用（パック旅行に対応する費用）として、包括宿泊費を新たに規定する。

【新第15条】昼食代を含む諸雑費に充てるための旅費であった日当を、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる宿泊手当に改め、その額を規則で定めることとする。

【新第22条】外国旅行に要する旅費の種目及び額は国家公務員等の旅費に関する規定の例により、その都度、任命権者が市長に協議して定めることとする。

② 職員への支給に代えて旅行役務提供者に直接支払を可能とすることについて

【第2条第9号】旅行役務提供者について定義する。

【第3条第7項】市が旅行役務提供者に対して契約に基づく金額を支払う場合、当該支払をもって職員への旅費の支給に代えることができる旨を規定する。

【新第7条】旅行役務提供者が、市に対して旅費に相当する金額を請求するための手続について規定する。

③ 市費の適正な支出の確保について

【新第27条】旅行者又は旅行役務提供者が規定に違反して旅費の支給を受けた場合の旅費の返納について規定する。また、旅行者の違反については、返納に代えて、その後の給与又は旅費の額から差し引くことを可能とする。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第20号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う地方税法の改正により、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることに伴い、当該課税額を規定するもの。

(2) 改正内容

【第3条第1項】国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加する。

【第3条第5項】国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額は、所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の合算額に、18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

【第11条の2～第11条の5】国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を規定する。

		子ども・子育て支援納付金課税額
所得割額		0.29%
被保険者均等割額		1,400円
18歳以上被保険者均等割額		100円
世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	900円
	特定世帯	450円
	特定継続世帯	675円

【第23条第1項】国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の減額する額を規定する。

		子ども・子育て支援納付金課税額の減額する額	
7割軽減 (※1)	被保険者均等割額	980円	
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	630円
		特定世帯	315円
		特定継続世帯	473円
5割軽減 (※2)	被保険者均等割額	700円	
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	450円
		特定世帯	225円
		特定継続世帯	338円

2割軽減 (※3)	被保険者均等割額		280円
	世帯別 平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	180円
		特定世帯	90円
		特定継続世帯	135円

※1 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額。※2及び※3において同じ。）を超えない世帯

※2 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯

※3 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯

【第23条第2項】世帯内に未就学児がある場合における、国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額の減額する額を規定する。

	子ども・子育て支援納付金課税額の減額する額
7割軽減（上記※1）	210円
5割軽減（上記※2）	350円
2割軽減（上記※3）	560円
上記以外の世帯	700円

【第23条第3項】国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額及び被保険者均等割額の減額する額の算定方法を規定する。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第21号 可児市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

岐阜県における物価高騰等を踏まえた手数料の見直しに伴う、都市計画法、建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務に係る手数料の改定に準じて、本市における当該事務に係る手数料を改定するもの及び所要の改正をするもの。

(2) 改正内容

【別表第5項第6号】都市計画法の規定に基づいて既になされた市長の許可、確認又は検査に関する証明書の交付に係る手数料の額を引き上げる。

【別表第6項第23号】建築基準法の規定に基づいて既になされた確認、許可等又は届出に関する証明書の交付に係る手数料の額を引き上げる。

【別表第11項】長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事務に係る手数料の額を引き上げる。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第22号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

経済的支援が必要な世帯の保育料を減免するため改正するもの。

(2) 改正内容

【第10条】児童の属する世帯の市町村民税が非課税である場合は、保育料を減免することができる旨を規定する。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第23号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

令和7年度の税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げに伴い、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）中の保険料収入が減少する可能性があり、令和8年度の第1号被保険者の保険料に限り、給与所得控除が従前のものとして保険料を算定するため改正するもの。

(2) 改正内容

【第8条】減免の申請手続について、市長が特に必要と認める場合は、申請書の提出を不要とする。

【付則第8条】保険料の所得段階の判定に当たって、給与等の収入金額が55万1千円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額について、合計所得金額に令和7年度の税制改正に伴う給与所得控除引上げ額を加算した額を用いる。

【付則第9条】保険料の所得段階の判定に当たって、第1号被保険者の市民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和7年度の税制改正の影響により令和8年度に非課税となった者がいる場合には、その者は同年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなす。

(3) 施行日／令和8年4月1日

議案第24号 可児市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 改正趣旨

電気通信事業法の改正に伴い改正するもの

(2) 改正内容

【第10条の2】電気通信事業法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

- (3) 施行日／電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日
-

議案第25号 可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨

下水道法に基づく可児市流域関連公共下水道事業計画の変更に伴い改正するもの及び地方自治法の改正に伴い改正するもの。

- (2) 改正内容

【第2条】公共下水道事業における計画処理人口、計画処理区域面積及び計画1日最大処理水量を改める。

【第5条】地方自治法の条項にずれが生じることに伴い、引用条項を改める。

- (3) 施行日／令和8年4月1日

第5条の改正規定は、令和8年9月24日

議案第26号 可児市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

- (1) 改正趣旨

国家公務員の給与改定を受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等の補償基礎額及び扶養親族加算額が改定されることに伴い、改正するもの。

- (2) 改正内容

【第5条第2項第2号】消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げる。

【第5条第3項】扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者に係る区分を廃止し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の区分を383円から433円に引き上げる。

【別表】非常勤消防団員等の補償基礎額を引き上げる。

- (3) 施行日／令和8年4月1日
-

議案第27号 請負契約の変更について

令和7年8月21日議決による庁舎・総合会館駐車場カーポート型太陽光発電設備建設工事の請負契約（令和7年議案第63号）の契約金額を変更するもの。【可児市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条】

（変更前）273,350,000円→（変更後）288,164,800円

議案第28号 市道路線の認定について

次の路線を認定するもの。【道路法第8条第2項】

2502号線	起点／可児市大森字奥山	終点／可児市大森字奥山
2503号線	起点／可児市大森字奥山	終点／可児市大森字奥山
2504号線	起点／可児市大森字奥山	終点／可児市大森字奥山
2505号線	起点／可児市大森字奥山	終点／可児市大森字奥山
2506号線	起点／可児市大森字奥山	終点／可児市大森字奥山
6154号線	起点／可児市土田字大道	終点／可児市土田字大道

○提出議案数／予算16 条例10 契約1 その他1 合計28

【諸般報告】

報告第1号 専決処分の報告について

議会の議決により指定された市長の専決処分事項を報告するもの。【地方自治法第180条】

- ・選挙費に係る歳入歳出予算の補正をしたもの。
令和7年度可児市一般会計補正予算（第6号）
- ・議会の議決を経た契約を変更したもの。
令和7年2月25日議決による可児市運動公園グラウンド人工芝整備工事の請負契約（令和7年議案第35号）
（変更前）374,000,000円→（変更後）372,540,300円
- ・和解及び損害賠償額を定めたもの。

道路管理の瑕疵による事故に係るもの（2件）	損害賠償額	合計	173,646円
交通事故に係るもの（1件）	損害賠償額		132,000円

報告第2号 出資法人の経営状況説明書について

次の出資法人の経営状況を報告するもの。【地方自治法第243条の3第2項】

- 公益財団法人可児市体育連盟
- 公益財団法人可児市文化芸術振興財団